官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○供託規則の一部を改正する省令（法務五五）　一
○クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　五
○電気関係報告規則の一部を改正する省令（経済産業七四）　一〇
〔法規的告示〕
○主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一七一）　一七
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　一九
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構第九期事業年度財務諸表、大深度地下の公共的使用関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六二
会社その他
会社決算公告　六六

省令

○法務省令第五十五号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十日

法務大臣　平口　洋

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（添付書類の原本還付）	（添付書類の原本還付）
第九条の二　供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び委任による代理人の権限を証する書面であつてこれらの請求書に係る請求のためにのみ作成されたものについては、この限りでない。	**第九条の二**　供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び代理人の権限を証する書面（官庁又は公署の作成に係るものを除く。）については、この限りでない。
［2～5　略］	［2～5　同上］
（供託物払渡請求書）	（供託物払渡請求書）
第二十二条　［略］	**第二十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　供託金の払渡しを請求するときは、次に掲げる方法のうちいずれの方法により供託金の払渡しを受けようとするかの別 イ　預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。） ロ　国庫金振替の方法 ハ　小切手の振出しの方法	五　隔地払の方法（供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。）又は預貯金振込みの方法（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。）により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨